

第3章 美しく豊かな環境との共生

第1節 地域循環共生圏の創出支援

1 地域循環共生圏の取組の推進

(1) 地域循環共生圏のモデル事業支援<脱炭素社会推進課>

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援した。

第2節 自然環境の保全及び活用

1 環境影響評価制度の的確な運用

(1) 環境影響評価制度の的確な運用<環境管理課>

○ 「岐阜県環境影響評価条例」

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（以下「法」という。）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとするとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一的な環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行に伴い、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、平成23年4月の法改正に伴い、法と条例との手続の整合を図る必要があること、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に条例を一部改正し、平成25年4月1日に施行した。また、「岐阜県環境影響評価条例施行規則」について、平成27年8月に土地開発事業における要件の見直しのため一部改正し同年9月1日に施行した。さらに、令和4年3月に高層工作物又は高層建築物の建設における要件の見直しのため一部改正し、同年3月1日に施行した。

「岐阜県環境影響評価条例」に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料5のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壌、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照障害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要は、資料6に示す。

なお、最近の環境影響評価の実施状況については、資料7のとおりである。

○ 「岐阜県地域環境保全指針」

・趣旨

開発を行う場合は環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを目的とした「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

・内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業 … 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダムの湛水面積50ha以上の開発事業

民間事業 … 開発面積5ha以上の開発事業

②環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の内容について、総合的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

2 自然と共生した川づくり

(1) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベストリバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河川美化活動を進めている。

○ 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

○ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間内に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

○ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では、以前からホテイアオイ、ボタンウキサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、「清流の国ぎふ」づくりの一環として、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

(2) 自然環境に配慮した砂防事業の推進<砂防課>

近年の環境意識の高まりを受けて、溪流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

(3) 自然の水辺復活プロジェクトの推進<技術検査課><河川課>

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

○岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催

○岐阜県自然工法管理士2,507名を認定（令和4年度末時点）

○各現場で実施した自然共生への取組（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

3 自然公園の保全及び活用

(1) 自然公園の概要<環境生活政策課>

○ 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

○ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、環境大臣又は知事に事前に届出を行うこととされている。

○ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けており、本県では、23名が委嘱されているほか、中部山岳国立公園に平湯管理官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

○ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、令和4年度においては中部山岳国立公園の平湯・乗鞍岳線道路安全対策工事、乗鞍鶴ヶ池園地お花畑木道復旧工事、乗鞍肩の小屋公衆トイレ塗装工事等の整備を実施した。

表2-3-1 自然公園の状況

(令和5年3月末現在)

区 分	公 園 計 画		特 別 地 域				普 通 地 域	
			特別保護地区		左の地区以外			
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
国 立 公 園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407	11.5
国 定 公 園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660	7.7
県 立 自 然 公 園	122,225	(62.6) 100	0	0.0	13,134	10.7	109,091	89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158	59.6

備考) 1 県環境生活政策課調べ
2 ()内は計に対する構成比を示す。

表2-3-2 自然公園内における行為許可・届出の状況

区 分	工作物の新改増築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形状の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)
令 和 4 年 度	国 立 公 園	20	0	0	9	29
	国 定 公 園	136	25	18	5	198
	県 立 自 然 公 園	39	19	1	11	78
	計	195	44	19	25	305
令 和 3 年 度	318	57	53	17	46	491
令 和 2 年 度	317	72	77	12	31	509
令 和 元 年 度	332	65	73	16	25	511

備考) 県環境生活政策課調べ

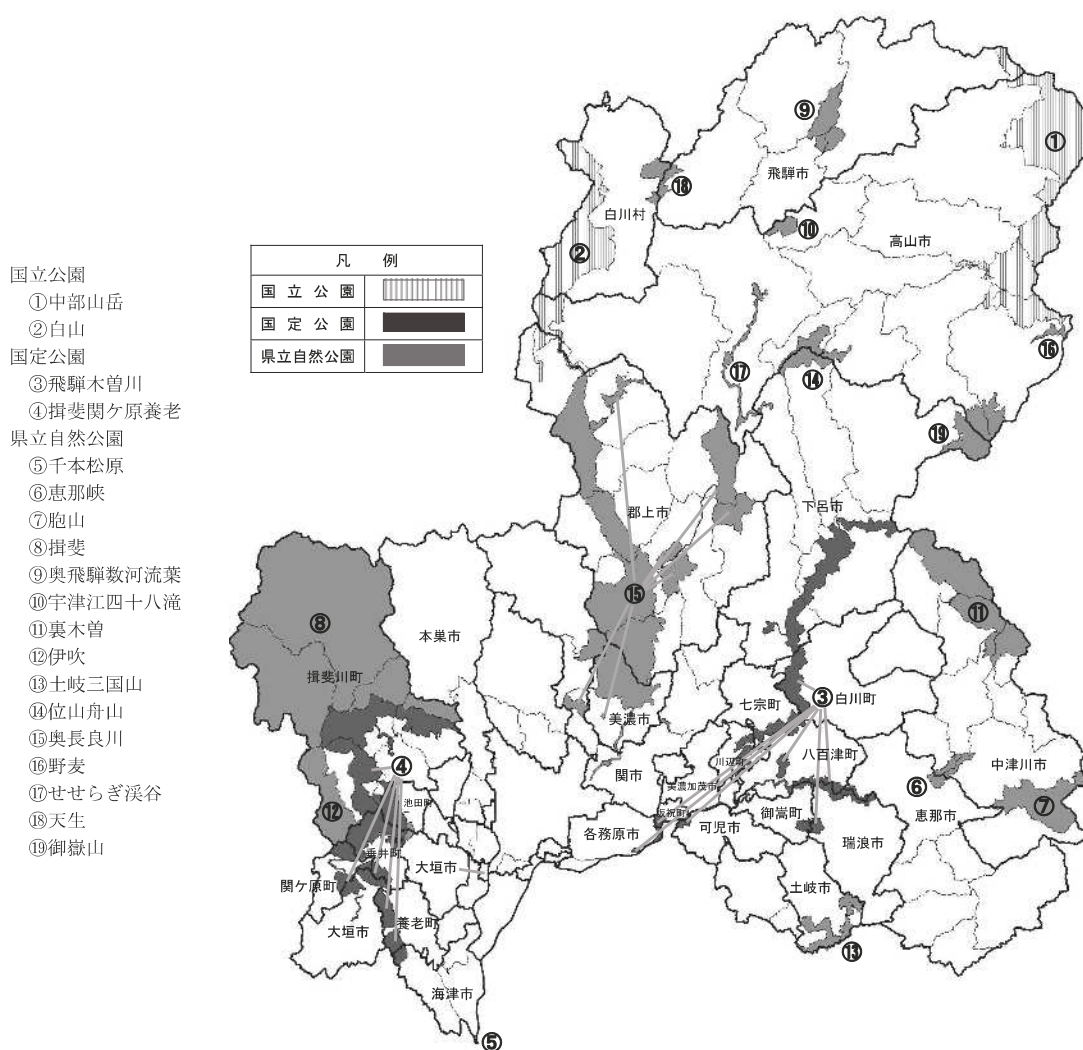
表2-3-3 自然公園の利用施設の整備状況

(令和4年度)

公園名	市町村名	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	平湯・乗鞍岳線道路安全対策工事	公共	岐阜県
		飛騨・北アルプス自然文化センター改修解体工事	公共	岐阜県
		乗鞍鶴ヶ池園地お花畑木道復旧工事	公共	岐阜県
		乗鞍肩の小屋公衆トイレ塗装工事	県単	岐阜県
揖斐関ヶ原養老国定公園	関ヶ原町	エコミュージアム関ヶ原案内標識設置工事	県単	岐阜県
中部北陸自然歩道	高山市	歩道改修工事	公共	高山市
	飛騨市	歩道改修工事	公共	飛騨市

備考) 県環境生活政策課調べ

図2-3-1 自然公園の位置図



美しく豊かな環境との共生

備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-4 県内の国立・国定公園・県立自然公園の一覧

区分	位置図 番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)	
国立公園	①	中部山岳 (S9.12.4)	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	
	②	白山 (S37.11.12)	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	
国定公園	③	飛騨木曾川 (S39.3.3)	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	
	④	揖斐関ヶ原 養老 (S45.12.28)	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	
計			4箇所		72,868	
県立自然公園	⑤	千本松原 (S29.9.14)	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	
	⑥	恵那峡 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	
	⑦	胞山 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	
	⑧	揖斐 (S31.4.20)	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	
	⑨	奥飛騨数河流葉 (S35.8.30)	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	
	⑩	宇津江四十八滝 (S35.8.30)	高山市	滝を中心とする景観美	800	
	⑪	裏木曾 (S38.1.22)	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	
	⑫	伊吹 (S42.3.17)	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	
	⑬	土岐三国山 (S44.4.1)	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	
	⑭	位山舟山 (S44.4.1)	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	
	⑮	奥長良川 (S44.4.1)	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	
	⑯	野麦 (S47.4.1)	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	
	⑰	せせらぎ溪谷 (H8.4.1)	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における溪谷美	1,318	
	⑱	天生 (H10.4.1)	飛騨市、白川村	原生林、溪谷を中心とした山岳景観	1,638	
	⑲	御嶽山 (H11.4.1)	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	
	計			15箇所		122,225
	自然公園合計			19箇所		195,093

備考) 県環境生活政策課調べ

- (2) **中部山岳国立公園の魅力増進に向けた取組推進<環境生活政策課>**
 中部山岳国立公園とその周辺地域への誘客拡大のため、ホームページ・SNSで地域の情報を発信するとともに、豊かな自然観光資源を焦点とした映像の制作等を行った。
- (3) **自然公園の風致景観の保護及び計画的な整備・補修<環境生活政策課>**
 自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員13名を配置し、各圏域の保護体制の確保を図っている。また、自然公園が安全かつ快適に利用できるよう、令和4年度は中部北陸自然歩道の改修工事等を実施した。

4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進

(1) サステイナブル・ツーリズムの推進<観光国際政策課>

本県では、初心者から上級者まで様々なコースの滝巡りが楽しめる「小坂の滝めぐり」、広大な森林地帯であり、自然環境保全を前提としながら大自然の素晴らしさを体感できる「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、ミズバショウ、ニッコウキスゲ等が咲き誇る湿原や、ブナ、カツラ等が林立する原生林など特徴ある植生が残る「天生県立自然公園と三湿原回廊」（いずれも「岐阜の宝もの」に認定）など、「清流の国ぎふ」を象徴する魅力にあふれた自然資源の保護・保全と観光活用の両輪で持続可能な取組を支援している。

また、これらの魅力を国内外に広くPRし、誘客促進及び観光消費額の拡大を図っている。

令和4年度は、「岐阜の宝もの」や中部山岳国立公園などの飛驒の自然観光資源を中心に、山岳メディアやYouTuberと連携したプロモーションや、フォトコンテストを実施するとともに、スタンプラリーなどの誘客キャンペーンを実施した。

また、持続可能な観光地域づくりを進めるため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に基づき地域が取り組む持続可能な観光地域づくりを支援したほか、「岐阜の宝もの」の認定基準にサステイナブル・ツーリズムの国際指標を取り入れ、世界から選ばれる旅先となることが期待できる観光プログラム「NEXT GIFU HERITAGE ～岐阜未来遺産～」を認定する新制度を創設した。

(2) グリーンツーリズムの推進<農村振興課>

グリーンツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。平成29年に田園回帰志向の高まりやインバウンド、農泊ビジネスへの対応など、グリーンツーリズムを取り巻く環境変化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会が設立され、県では、推進協議会の取組を支援するなど、連携してグリーンツーリズムを推進している。

また、グリーンツーリズムインストラクターなどによる農林漁業体験、地域食材を使った料理の提供などを行う施設を「岐阜県農林漁業体験施設」として登録し、情報発信を行っている。

(3) ONSEN・ガストロノミーウォーキングの推進<環境生活政策課>

温泉を拠点に「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組であるONSEN・ガストロノミーウォーキングの県内普及を図るため、イベントを開催する民間団体に対しPR経費等開催に要する経費の一部を支援した。

(4) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進<農村振興課>

農村地域でのワークーションを推進するため、ワークーションのモニターツアー（計257泊）を実施した。

5 長良川システムの保全・活用・継承

(1) 長良川システムの価値を伝える活動等の推進<里川振興課>

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「GIATHS鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組を進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を進化させながら、将来にわたり守り伝えるため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の世界農業遺産保全計画（アクションプラン）に基づく取組を着実に進める。

図2-3-2 長良川システム



6 持続可能な農業の推進

(1) 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

○ んふクリーン農業の推進及びPR

県民への安全・安心な農産物の提供や環境への負荷低減に向けて、従来の農業生産に比べて化学肥料及び化学合成農薬をそれぞれ30%以上削減する「んふクリーン農業」を推進し、令和4年度末の登録面積は13,991haとなった。

表2-3-5 んふクリーン農業生産登録面積、生産登録件数の推移

年 度	H11	H16	H21	H30	R1	R2	R3	R4
生産登録面積 (ha)	209	5,178	12,337	16,718	16,396	16,456	14,580	13,991
県内農作物作付面積に占める割合 (%)	0.4	9	24	34	33	33	26	26
生産登録件数	29	1,134	932	523	507	475	395	346

備考) 1 県農産園芸課調べ

2 作付面積＝農林水産省「令和4年 耕地面積」

○ GAP（農業生産工程管理）導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業現場における生産工程をリスク管理し、適正な農業経営に改善する「んふ清流GAP評価制度」の認証取得を推進し、GAP指導員を育成（累計188名）するとともに、農業者・産地に対する丁寧なサポートを実施することで、令和4年度は74農場を認証した。

7 棚田を核とした地域振興

(1) 指定棚田地域の活動計画認定支援<農村振興課>

県土の保全や水源かん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興のため、指定棚田地域振興協議会の活動計画の策定などを支援し、令和4年度に2箇所の計画が認定され、活動計画認定棚田数は29箇所（R4年度末時点）となった。

(2) 農村の維持保全と関係人口の創出や移住・定住の推進<農村振興課>

農村地域の維持活動への都市住民などの参加を促進するため、ボランティアとして活動する意欲のある方を「んふの田舎応援隊」や「んふの棚田応援隊」として登録するとともに、令和4年度は農地の草刈り作業などの活動を43回開催し、延べ407人が参加した。

(3) 棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会の創出<農村振興課>

都市住民などを対象に、棚田地域の暮らしを体験し理解する「棚田のくらし体験ツアー」（2回）を実施した。

8 林業の担い手確保

(1) 新たな担い手確保の推進<森林経営課>

林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションんふ」を中心に、東京や名古屋

屋等で開催された「森林の仕事ガイダンス」等にオンラインで参加するとともに、毎月、定期的に林業就業オンライン相談会を開催するなど、U I J ターン希望者や転職希望者に対して、林業のPRや就業相談を行った。

また、県外から県内に移住し、林業に就業した世帯者3名、単身者5名に対し移住先市町村との連携により移住支援金を給付するとともに、外国人材の活用に向けて在留外国人が多い自治体等へ聴き取り調査を行うなど、新たな担い手確保の促進に努めた。

(2) スマート林業の推進<森林経営課>

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業体等に対し林業機械の購入（2事業体）及びレンタル（16事業体）、並びにICTの導入（13事業体）を支援した。

第3節 生物多様性の保全

1 外来生物の防除

(1) 特定外来生物の防除<環境生活政策課>

県内における発生がまれであり、人に危害を及ぼす特定外来生物等について、県では平成18年に、県内で特定外来生物の生息が確認された場合に、緊急に防除すべき種類を選定し、緊急防除体制（連絡・防除フロー図）を策定した。平成24年には「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定。令和2年11月から、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとした。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。

2 希少野生生物の保護

(1) 岐阜県レッドデータブックの改訂と保護区の指定<環境生活政策課>

本県においても、近年、様々な人間の社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001—岐阜県レッドデータブック—」として取りまとめて公表した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月に、県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。令和4年1月にハクバサンショウウオを指定解除し、指定種は15種（魚類2種、植物13種）となった。

表2-3-6 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧Ⅱ類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

資料：岐阜県レッドデータブック改訂版